

議定第三号

財産処分につき

左記箇所の財産（立木並に土地とも）を処分するものとする

記

郡	町	大字	字	地番	知方面積
東伯	朝	天方	野山	七一九	五町歩
			七一九		二町歩

昭和三十一年一月十六日提出

原案可決

朝町長 坂出 雅

昭和三十一年一月十六日議決

朝町議会議長 天野 謙

